

移転価格税制に関する「新」年次情報申告書の提出義務

2017年 TAX ALERT 2

メキシコ法人所得税法（以下 LISR）上、一定条件を満たした場合¹は移転価格文書化の義務があり、その結果を税務監査意見報告書（Dictamen Fiscal）、及び各種支払報告書（DIM²）の付表 Anexo 9 の国外関連者取引報告書に、さらに重要取引情報申告書（Form 76）³において報告する義務があります。これに加えて 2016 年度税制改正では OECD の BEPS の行動計画 13 に則り、移転価格税制に関する年次報告書（マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書）の提出⁴も導入されました。これによると初回 2016 年度の申告書提出は 2017 年 12 月 31 日までに行う必要があります。

2017 年に入り、国税庁（以下 SAT）は税務細則（以下 RMF）によるアップデートを行い、マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書の内容が明らかにになりました。さらに 9 月には納税者保護庁（PRODECON）からも「移転価格税制に関する年次情報申告書に関するガイドと質疑応答」が発表され、10 月最終週発表予定の正式な連邦日報（以下 DOF）での発表を待つばかりとなっています。

移転価格税制に関する年次情報申告書のポイント

移転価格税制に関する年次情報申告はその内容もさることながら、方法も指定されており、SAT の電子申請システム上での申告となります。もし過年度に休業等の理由で連邦納税者登録（以下 RFC）の解除を行い電子申請用の電子署名（以下 e.firma）がない場合には、該当年度に提出した休業届の SAT による受取確認書を提出して e.firma を取得した上で、電子申請システム（Declaraciones Anuales Informativas de Partes Relacionadas、以下 DAIPR）上で報告書の提出を行う、という流れとなります。

ポイント

- SAT の電子申請システム DAIPR での報告書の提出
- 2016 年度の情報申告書の提出期限は 2017 年 12 月 31 日（当年度情報を翌年 12 月 31 日までの申告）
- 過年度に休業等の理由で RFC の解除を行い e.firma がいない場合、該当年度に提出した休業届の SAT による受取確認書を提出して e.firma を取得の上、報告書の提出を行う
- 以下に示す一定要件を満たす場合にはマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書の提出を行う

¹直前年度売上が 1,300 万ペソ以上か、専門家などのサービス収入が 300 万ペソ以上となる場合

²Declaración Informativa Multiple の略、毎年 2 月 15 日に前年度の給与支払い、寄付金支出、IVA、法人税等の源泉税や海外法人に対する源泉税等の情報の報告。

³金融商品・株式の取引、組織再編情報に加えて関連者間取引額に一定以上の変化がある場合、ロイヤリティ設定変更について申告。前述の各報告対象取引が年間 6,000 万ペソ以上の法人に適用。

⁴LISR 76A 条

マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書に関して

マスターファイル

メキシコ連邦納税法（CFF）の 32H 条、I～IV に該当する関連会社間取引を行う納税者と同じ多国籍企業グループに属する複数の納税者がある場合には、1 つのマスターファイルでまとめて申告を行うことが認められています。具体的な提出義務要件は、DISIF を提出する納税者で、\$644,599,005⁵ペソ以上の収入がある、もしくは株式上場している、SAT 承認済の選択可能納税者（Régimen Opcional）としてメキシコ国内の複数法人を企業グループとしてまとめて税務申告を行っている、半官半民組織、恒久的施設を有する外国法人、のいずれかの場合となります。

- **必要記載情報**
 - 資本関係、地理、組織形態等に関わらず、グループ内の全ての法人の組織図
 - グループの事業概要
 - 保有無形資産情報
 - 取得融資・投資活動情報
 - 税務・財務状況
 - その他必要に応じて追加情報

ローカルファイル

マスターファイルの提出要件を満たす多国籍企業グループの一員である納税者は、ローカルファイルによる関連会社間取引報告及びサポート資料の提出を行う必要があり、言語はスペイン語です。

- **必要記載情報**
 - 提出法人の事業状況（管理体制、組織図、業務内容等）
 - 財務情報
 - 移転価格文書に記載されている関連会社間取引
 - その他必要に応じて追加情報

国別報告書

マスターファイル及びローカルファイルの提出義務者の内、多国籍企業グループの最終事業体で直前事業年度の連結収入が 120 億ペソ以上の国内法人、又は多国籍企業グループの国外最終事業体に指定されたメキシコ国内法人若しくはメキシコに恒久的施設を有する外国法人で、事前通知を行った場合には、関連会社取引の国別報告書の提出を行います。グループ企業間で会計年度が異なる場合、決算月に応じて提出期限が変更することもありま

⁵ この金額は 2013 年の本規定立法当時の数字であり、LISR 76A 条等によると 10%超の変動があった場合には毎年インフレ調整を加味した金額に変更されることになっており、変更金額は RMF の Anexo 5 において毎年公表される。最新の RFM 2017 の Anexo 5 によると 2017 年 1 月 1 日以降は 708,898,920 ペソとなっている。



す。通貨はメキシコペソ以外での表記も可能です。外貨をペソに直して表記する場合は適用為替レート、その適用日付及び情報元を明記する必要があります。

- 必要記載情報
 - 当該多国籍企業グループ全体の収入金額とその内訳
 - 当期税引前損益
 - 法人税支払額
 - 法人税発生額
 - 前期までの会計上繰越損益
 - 資本金
 - 当期在籍の従業員数
 - 棚卸資産および有形固定資産
 - グループ企業リスト
 - その他必要に応じて追加情報

なお、このマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書の申告に際して、SAT の電子申請システム DAIPR では、当該法人の税務申告状況を基に該当する申告内容、質問、選択オプション等が自動的に現れるようになっていきます。また、必要に応じてエクセル、PDF、パワーポイントファイルをアップロードすることも求められます。

前述したように、この10月最終週にはSATにより本年次情報申告書のガイドと質疑応答、更に DAIPR の DOF 上での正式発表が予定されています。この正式発表があり次第、再度税務ニュースのアップデートを予定しています。

以上、本件に関するご相談やご質問等ございましたらお気軽にお問合せください。

問い合わせ先：

日系企業グループ
(メキシコシティ)

比留川 茜

E: Akane.Hirukawa@mx.gt.com

T: +52 (55) 54 24 65 00 ext.1225

(レオン)

稲垣 達也

E: Tatsuya.Inagaki@mx.gt.com

T: +52 (472) 500 0131

